

道の駅はわい 飲食事業者募集要項

1. 施設概要

- (1) 場所
道の駅はわい
- (2) 所在地
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字宇野2343番地（山陰自動車道沿い）
- (3) 店舗面積
216㎡（飲食スペースおよび厨房を含む）
- (4) 募集事業：飲食
- (5) その他
 - ・駐車場：あり
 - ・トイレ：道の駅はわいに附属
 - ・想定来店者数：約4,500人以上/月※前運営者（レストラン、9時～16時営業）実績による。

2. 利用期間

利用開始月から7月31日までとし、以後双方に異議のない場合は、1年ごとに更新を行う。

3. 使用料

月額136,080円（使用面積による。630円/1㎡。）

4. 募集条件

- (1) 個人又は法人等の代表者が成年被後見人、被補佐人又は破産者でないこと。
- (2) 過去1年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 運営に必要な資格者の確保、許認可手続きは運営事業者において適切に行うこと。
- (5) 本町の施設を利用して行う運営であり、良質な商品を低廉な価格で提供できるよう努めること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員でないこと。

5. 経費負担

- (1) 電気、ガス、水道、下水道、電話及びインターネットの使用料
- (2) ごみ処理、汚物及び塵芥の処理に要する費用
- (3) 共同施設の使用に要する費用

- (4) 給水栓、照明その他施設の構造上重要でない部分の修理に要する費用
- (5) 設備、備品等を新たに設置又は更新する場合における設置・維持補修等及び撤去に要する費用（事前に書面により本町の承認が必要）
- (6) 店舗内改修、模様替え等原型を変更する場合に必要な一切の費用（事前に書面により本町の承認が必要）
- (7) 営業に必要な各種手続きに要する一切の費用
- (8) その他事業の運営上、利用者が当然に負担しなければならない費用

6. 利用条件

(1) 厨房設備、備品等

運営に必要な設備類は基本的に利用者の負担とする。ただし、現在店舗内にあるテーブルおよびイス、冷蔵庫（2019年更新）等の備品については、所有者および本町との打ち合わせにより引き続いての設置を可とする。

(2) 火元責任者の配置

常勤の火元責任者を配置し、従業員も含めて防火管理を徹底すること。

(3) 禁煙

施設内は終日全面禁煙とする。

(4) 営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁の申請・届出等については、すべて利用者の負担で行うものとする。

(5) 衛生管理

利用者は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の発生事案については、すべて利用者の責任と負担において対処するとともに、ただちに本町へ報告すること。

営業時間内外に関わらず、天変地異、火災、盗難など、本町の責任に帰することができない原因により、利用者が損害を受けたとしても本町に損害賠償を求めることはできない。

(6) その他

①道の駅はわい協議会に加入し、他店舗と連携を図った運営に努めること。

②道の駅はわいの設置及び管理に関する条例及び同施行規則を厳守すること。

③その他使用に際し疑義が生じた事項については、本町と利用者が協議するものとする。

7. 利用上の制限

(1) 利用物件は、最善の注意を持って維持管理すること。

(2) 利用物件の利用許可に関するすべての権利、義務を第三者に譲渡したり、全部又は一部を第三者に委託し請け負わせたりしないこと。

8. 利用許可の取り消し等

本町は、次のいずれかに該当するときは、利用許可の取り消し又は変更をすることができる。その場合、当該取り消し又は変更によって生じた損失の補償を本町に請求することはできない。

- (1) 利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 利用者が不正若しくは不信用の行為をしたとき。
- (3) 本町に納入すべき使用料の支払いが3箇月以上延滞となったとき。

9. 原状回復

利用許可を取り消したとき又は利用許可が満了したときは、利用者の負担において町長が指定する日までに利用物件を原状に回復して返還すること。ただし、町長がその必要がないと認めた場合はこの限りではない。なお、利用者が原状回復の義務を履行しないときは、利用者の負担において本町が行う。

10. 損害の賠償義務

利用者は、その責に帰すべき理由により、利用物件の全部又は一部を滅失又は棄損したときは、当該滅失又は棄損による利用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはならない。ただし、利用物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

また、利用者は、利用許可の条件に定める義務を履行しないために本町に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはならない。

11. 有益費等の請求権の放棄

利用者は、利用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の費用及びその他の費用を本町へ請求しないものとする。

12. 連帯保証人

利用許可に際しては、連帯保証人1名を記載した書類を町長に提出するものとする。

なお、連帯保証人に変更が生じたときは、速やかに同様の手続きを行うものとする。

13. 申込方法

(1) 申込必要書類

応募書類を湯梨浜町産業振興課商工観光係宛てに郵送(メール可)又は持参すること。なお、提出されたすべての書類は、審査結果に関わらず返還しない。また、応募に要する費用は応募者の負担とする。

①道の駅はわい利用者選考審査会申込書

②運営計画書(任意様式可)

③税務等関係当局に報告を求めることの同意書

④証明書類(発行日から3カ月以内のもの)

【法人の場合】法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

【個人の場合】住民票

(2) 審査について

- ・申し込みの多寡に関わらず、申込者の選考審査を行う。
- ・選考審査は、書類確認や面談などによって行う。

(3) 審査結果通知

- ・審査終了後に通知する。
- ・審査の経過及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。
- ・審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

14. 問合せ先

湯梨浜町役場 産業振興課 商工観光係

〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1

電話：(0858) 35-5382

e-mail：ysangyo@yurihama.jp



道の駅はわい 外観